給水装置工事事業者の申請書に関する押印省略等について

申請書等に係る押印の見直しを行いました。

- ① 個人事業者については、本人の署名*1とします。(押印省略) また、従来どおり記名*2押印もできます
- ②法人については、従来どおり記名押印とします。
- ③ 押印欄のある旧様式については、押印せずにそのまま提出することができます。
- ※1「署名」とは、自署(自筆による名前・サイン)を指します。

※2「記名」とは、自署(自筆による名前・サイン)以外によって記された名前を指すもので、パソコンやゴム印などで予め印字されているものです。

| | 署名 | 記名押印 |
|----|----|------|
| 個人 | 0 | 0 |
| 法人 | × | 0 |